

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点

各教科等における特徴的な指導の実践事例

1. 基本情報

都道府県名及び市町村名

京都府

学校名

京都府立の高等学校（名称は非公表）

学校のURL

<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/cms/>

2. 学校紹介

学級数

第1学年6学級、第2・第3学年各7学級

児童生徒数

全校生徒766名（平成23年5月1日現在）
（内訳：第1学年243名、第2学年271名、第3学年252名）

学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校としての教育目標】

- 一人一人の生徒を大切にし、主体的に生きぬき、創造性にあふれる心豊かな人間の形成を目指す。
- 知・徳・体の調和のとれた発達を図り、生涯学習の基盤を培う。

【人権教育に関する目標】

- すべての教育活動に人権教育の視点を置き、人権感覚豊かな人材を育成する。
- 異なる校種間や家庭、地域社会との連携を通して、人権教育の総合的推進を図る。
- 自他の人権を尊重する意識と態度を育てるため、発達の段階に踏まえた効果的な指導方法を工夫改善する。

【標語】「つながり、高め合い、創り出す人権教育」

人権教育にかかる取組の全体概要

人権への知的理解と人権感覚との調和を目指した人権教育の推進のため、全ての教育活動において人権教育の視点を持ち、具体的継続的に実践している。

人権の学びを特別活動や総合的な学習、教科において有機的に展開するため、段階的な学習内容や地域教材を取り入れ、また体験的学習など学習形態を工夫して、普遍的な視点と個別的な視点はもちろん、人権課題を複合的にとらえながら、課題の解決のために実践する態度が身に着けられるようにしている。

全校的な取組や行事の中で効果的に人権教育を進められるようにしている。また、校種間連携を活発に行い、系統的な人権教育を展開している。

人権教育活動に関する生徒の意識アンケート・評価アンケートを実施し、その結果を分析し、人権学習計画の立案に活用している。

教職員の人権意識の高揚のための研修を計画的に実施している。

3. 特色ある実践事例の内容

第1学年「総合的な学習の時間」における人権へアプローチの試みと人権への認識の深化をめざす取組

(取組のねらい・目的)

- ・ 人権が尊重された学校生活の基盤を確かなものにし、多様な活動の中でそれぞれが密接に関係しあい、人権を学ぶ場を構築するため。
- ・ 小中学校での学習を踏まえ、人権感覚をさらに育み、人権の学びを確かなものにするため。

(取組を始めたきっかけ)

- ・ 全ての教育活動で人権教育を推進するため、特別活動における人権学習のみならず、あらゆる学習の機会を提供することが望ましいと考えたことと、従来から本校で推進してきた国際教育の取組や手法とともに、ボランティア活動や交流活動の連携実績を活用できると考えたこと。

(取組の内容)

- ・ 「総合的な学習の時間」における取組

1年生「総合的な学習の時間」では「21世紀をどう生きるか」を全体のテーマとして、「国際理解」「共生社会」「自然科学」の各分野を設け、特に「国際理解」と「共生社会」分野で体験的な活動を多く取り入れながら、生徒が主体的に人権について考えられるようにしてきた。

「国際理解」分野では、「貿易ゲーム」や「フォトランゲージ」「識字問題」「子どもを救う命の水 ORS (経口補水塩)をめぐって」といった教材を利用、工夫しながらの参加型学習を実施した。また、ボランティアの意義、ネパールへの給食ボランティアや文化交流、国際協力の在り方をテーマとした講演会を開催した他、担当者と外部講師が協働して中国語やロシア語の初級講座も行った。さらに外国人ゲスト招いて国際交流会を行った。

「共生社会」分野では、車椅子実習や点字学習、福祉施設への訪問、障害のある人への理解をより確かなものにし、人権が尊重された社会の実現に向けて実践する態度を身に付けさせることを目的として実施した。



(取組の主体や実施体制)

- ・ 担任と学年担当の教科担当者が「総合的な学習の時間」を行う主体となり、人権教育担当者や国際教育担当者とともに教材開発や指導方法の工夫改善を行い、横断的な校内連携のもとで取り組んだ。学年全体を分野別に3つのグループに分け、グループごとに異なる分野の学習を順次進められるようにした。ホームルーム単位で週1時間を基本とし、講演会や生徒の活動を主体とした教材では2時間連続で実施した。

(取組を実現するにあたって課題、それに対して講じた工夫)

- ・ 「国際理解」分野においては、新しい教材を導入するにあたって、生徒の実態に応じた内容にし、事前に指導者間で研修を行った。「共生社会」分野では、障害のある人の問題を扱うため、保健や家庭といった教科の指導内容や、人権学習(特別活動)との関連性も考慮に入れた。外部講師を招いての講演会や学習内容の発表会も行い、効果的に学習が進められるように工夫した。

4. 実践事例の実績、実施による効果

(取組の実績)

- ・ 平成15年度から平成22年度まで実施してきた。当初は「国際理解」「福祉・ボランティア」「環境・エネルギー」という3分野でスタートしたが、平成17年度から「国際理解」「共生社会」「自然科学」に名称を変更し、多文化共生や環境問題等現代社会の課題を広く扱えるようにした。

(取組が効果を上げた実際の事例)

- ・ 人権を学ぶための基盤となるホームルームで、話し合いとしての「国際理解」分野の「貿易ゲーム」や「子どもを救う命の水」は、抑圧と被抑圧の関係や国際的な人権課題、途上国の現状について考えさせ、生命の尊厳や自他の人権尊重という視点から、自分たちの固定観念を見つめ直させることができた。そのような学習を第1学年の人権学習(特別活動)における「人権の意義」(1学期)や「差別の構造」(3学期)を行う際に振り返らせることで、より具体的に実感をもって生徒に理解



「共生社会」分野では、車椅子体験などを通じて、障害について理解するだけでなく、当事者意識を持たせることができ、従来から行っている2学期の障害者問題の講演も主体的に取り組むことができた。それと同時に小中学校で学んできた障害者問題について高校生としての理解の水準まで到達させることができた。さらに「総

「総合的な学習の時間」の取組の成果を文化祭の学年全体の取組に波及させ、各ホームルームの展示発表の題材として活用し、「世界の戦争地図」、「地雷」、「点字クイズ」など、さまざまなテーマで発表することができ成果を得た。

(取組の実施から得られた知見・経験により改善を図った事項)

- ・ 「子どもを救う命の水」では、実際に水・塩・砂糖を混ぜてORS（経口補水塩）を作らせることに主眼を置いていたが、途上国の乳幼児の生存率等のデータをもとに話し合い活動を重視した。福祉施設訪問による交流活動は時間的にも不十分であり、定期的な実施も困難であったため、当事者との交流を人権学習講演会の機会に行えるよう改善した。参加体験型の学習形態を中心としたが、十分な共有ができないことが多くあったため、各分野で学習のまとめの時間が確保できるようにした。

5. 実践事例についての評価

(取組についての評価、及びそう評価する理由)

- ・ 参加型学習や体験的学習を積極的に導入しながら、人権に関する内容を多く含んだ学習を展開したため、生徒が常に人権のことを考える環境づくりができた。保護者の学校評価アンケートからも人権尊重の学校づくりが概ねできている結果が得られた。また生徒アンケートでは、約4割が「総合的な学習の時間」全体において人権にかかわる内容が多く含まれている学習活動としてあげているが、内訳でみると「共生社会」分野に比べ「国際理解」分野はさほど人権について扱っていないという印象を生徒が持っており、関連する人権課題が何であるかをより明確に示すことが求められる。
- ・ 1年生で人権について学ぶ機会を多く設けたことで、小中学校で培ってきた人権感覚の継続的な育成と、国際的な人権課題や身近な人権課題についての知的理解と実践的な態度の育成、そして高等学校での段階的な人権学習の礎の構築という点で効果的な取組となった。

(現在、実施にあたって課題と感じていること)

- ・ 障害者問題など、同一テーマの学習においては指導時数を再検討し、同和問題をはじめとして、女性や子ども、高齢者といった人権課題を可能な限り扱えるよう工夫する。特に特別活動で行う3年間の人権学習の実施計画を軸にした総合的な人権学習を展開していくために、実施形態と内容のいずれもが偏りのないようにし、有効に連動、補完させていくことが課題である。
- ・ 「総合的な学習の時間」で行われるさまざまな活動に人権の視点があることを常に生徒に伝えられるよう「ねらい」を明確にして学習を進めることや、人権問題を扱いやすい教科の特性を生かしながら、教科指導における人権の学びを推進することが望まれる。そして何よりも、学習の基盤となるホームルーム活動を含めた人権を学ぶそれぞれの場づくりを教育活動全体で構築していくことと、それらをつなげようとする意識をもつことが重要である。

【 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント 】

京都府立の高等学校（名称は非公表）

高校において、「総合的な学習の時間」を積極的に活用して人権教育を展開している点に特徴がある。総合的な学習の時間の全体テーマとして「21世紀をどう生きるか」を掲げ、そのもとに「国際理解」「共生社会」「自然科学」という三つの分野を設定している。この設定自体が、高校生の問題意識に即しているといえよう。そして、学習の具体的な展開にあっても、「特色ある実践事例の内容」にあるとおり、「貿易ゲーム」「フォトランゲージ」など、典型的な協力的・参加的・体験的な学習方法が駆使されている。机上の学習にとどめるのではなく、成果は文化祭などで発信している点も注目できる。一部の担当者だけが担うのではなく、学級担任が主体となって取組が展開されている点には、学校が全体をあげて取り組もうとする姿勢が端的に表れているといえよう。高校で取り組むに当たっては大いに参考になる事例である。